

「転出届」時のマイナンバーカードに関する注意事項

紙の転出証明書も取得する必要がありますか？

マイナンバーカードをお持ちの方が転出のお届けを出される場合は、転出先で紙の「転出証明書」の提出は不要です。転入のお届けに際しては、転出証明書に代わり、マイナンバーカードを御持参いただくことで転入手続きをしていただけます。

しかし、留学生等で日本語に慣れていない可能性のある方には、このことを窓口で十分お伝えできない場合があるため、念のため紙の「転出証明書」も併せてお渡ししています。「転出証明書」には、届出書類に記入された転出先の住所等が記載されていますので、ご安心のための確認用にお使いください。

万一、マイナンバーカードを持参せずに転入の手続に行かれても、この「転出証明書」と本人確認書類(在留カード等)を持参していれば転入の手続が可能です。

国外転出届を出したらマイナンバーカードはどうなりますか？

お届けが区役所で受理されると、出国予定日に住民票は消除されることとなります。それと同時に持ちのマイナンバーカードも失効します。

カードを記念品として持って帰っていただくことも可能ですが、ご希望がないようでしたら窓口で回収します。

将来、日本に戻って住民登録をする可能性があると思われる場合は、新しいカードの発行申請の際にお手元の無効になったマイナンバーカードを窓口を持参していただくと、手数料が発生しません。ご予定がある方は大切に保管しておいてください。

なお、国外転出のお届けは、マイナンバーカードを使ってアプリからしていただくことはできません。窓口か郵便でお届けが必要です。